

○ 申請に係る確認事項

- ※次の3点について確認いただき、□に✓を付けてください。
- ☐ この申請書の記載内容は、事実と相違ありません。虚偽の記載があった場合は、愛知県の求めに従いその全額を即時返還します。
- ☐ 私は愛知県以外の都道府県に高校生等奨学給付金の申請は行っておりません。
- ☐ この申請の対象となる高校生等は児童福祉法による児童入所施設措置費（見学旅行費又は特別育成費（母子生活支援施設の高校生等を除く））の支弁対象ではありません。
- 令和8年度高等学校等奨学給付金の支給を申請します。
- また、下記記載内容は令和8年7月1日現在の状況に相違ないことを誓約します。

記

○ 申請者（保護者等）

フリガナ			
申請者氏名 (保護者等①)			
住所	愛知県		
電話番号		下記生徒との続柄	父・母・()
申請年度の7月1日時点において、下記生徒の保護者等（子に対して親権を行う者（親権を行う者のないときは、未成年後見人）、その他の高校生等の就学に要する経費を負担すべき者）が二名いる場合、上記申請者以外の保護者を次に記入してください。			
フリガナ		下記生徒との続柄	父・母・()
氏名 (保護者等②)			
住所	☐ 申請者に同じ		

○ 生徒

フリガナ			生年月日	年 月 日	
扶養する 生徒氏名					
入学年月日 学年	年 月 日 (第 学年(年次))		生徒について、過去に 奨学給付金を受給した回数	回	
生活保護受給状況 (7月1日時点)	私の世帯は生活保護法（昭和25年法律第144号）第36条の規定による生業扶助を ☐ 受給しています ☐ 受給していません				
奨学給付金受領方法			☐ 口座振替 ☐ その他 ()		
振込先口座	金融機関名	銀行・信用金庫 農協・()	預金種目	普通	
		支店・出張所	口座番号		
	フリガナ				
	口座名義人氏名 (申請者名義の口座に限る)				

○受給資格の確認について

(1) 就学支援金等※の受給状況

いずれかの該当する□に✓を付けてください。

※高等学校等就学支援金等に含まれる制度

- ア 高等学校等就学支援金 イ 高等学校等修学支援事業費補助金（高校生等・新修学支援）
ウ 高等学校等修学支援事業費補助金（学び直しへの支援）

令和8年度に就学支援金等を	☐ 受給している	☐ 受給していない
「☐受給している」に✓を付けられた方の同意事項 高校生等本人の日本国籍の有無・在留資格・在留期間等の確認のため、既に発行済の就学支援金等支給決定通知書を手給付金の申請先である学校において利用することに ☐同意します ☐同意しません		

「☐受給していない」に✓を付けられた方、同意事項に同意されなかった方は、
「国籍・在留資格等申請書（様式第2の1）」により、国籍等を申告いただく必要があります。

(2) 市町村民税・県民税所得割額（生活保護世帯は記入不要）

申請者欄に記載のある保護者等全員の「令和8年度市町村民税・県民税の所得割額」について記載してください。

	市町村民税所得割	県民税所得割	計
保護者①	円	円	A 円
保護者②	円	円	B 円
		所得割の合算額	A + B 円

(3) 世帯の所得区分

以下の所得区分に該当します。（該当する区分のチェック欄に✓を付けてください。）

✓欄	世帯の所得区分	給付申請額	※学校記入欄
	生活保護世帯（生活保護上の生業扶助を受給している世帯）	32,300円	新制度 旧制度
	保護者等全員の市町村民税・県民税所得割の合算額0円～99円（非課税世帯）	（全日/定時） 143,700円 （通信） 50,500円	新制度 旧制度
	保護者等全員の市町村民税・県民税所得割の合算額100円～105,499円	（全日/定時） 47,900円 （通信） 16,830円	新制度 のみ
	保護者等全員の市町村民税・県民税所得割の合算額105,500円～182,499円	（全日/定時） 35,930円 （通信） 12,630円	新制度 のみ

申請者が 添付する書類	1 生活保護世帯 生業扶助を受給中であることを証明する生活保護受給証明書 2 上記以外の世帯 保護者等全員の令和8年度分の住民税課税証明書又は非課税証明書 3 国籍・在留資格等申告書（様式第2の1） ※○受給資格の確認（1）において「就学支援金等を受給していない」又は通知書の利用について「同意されていない方」のみ
------------------------	---

※学校記入欄に申請者は記入しないこと。

※学校記入欄	☐ 就学支援金対象 残月数 月 ☐ 学び直し支援金対象 残月数 月 ☐ 専攻科支援金対象 残月数 月
学校が添付する書類	・ 就学支援金等の支給決定通知の写し（公印不要）